

令和4年2月18日

学生の皆様へ

学生サポートセンター

2月21日（月）からの新型コロナウイルス感染症対応について（連絡）

この度、政府によるまん延防止等重点措置が3月6日（日）まで延長されることになりました。については、この期間中の授業・課外活動等は、以下のとおりとします。

現在、広島県における感染状況は高い水準が続いています。引き続き、3密の回避や手洗い、手指消毒、マスクの着用等、基本的な感染予防を徹底して行ってください。

なお、この方針は、今後の感染の拡大状況や行政による対策の変更等によって見直す場合がありますので、大学からの連絡は随時確認するようにしてください。

### 1. 授業（集中講義・補講）実施について

- （1）まん延防止等重点措置適用期間中は、オンライン等の非対面形式の授業実施を原則とします。
- （2）実技・実験等、技術の習得や身体的活動を要する授業については、学長の許可した科目・コマのみ、対面形式で実施することとします。許可が下りた対面授業については、授業開始前までに連絡します。

### 2. 対面授業実施に際しての注意事項

- （1）**体温測定** 体温が37度以上ならびに風邪症状等による体調不良者は、理由の如何を問わず（原因特定が難しいため）、速やかに医療受診し、体調不良が改善するまで登校しないでください。体温測定する体温計は、各自で用意し、登校前に計測してください。
- （2）**マスクの着用** 授業に出席する場合は、マスクを着用してください。ただし、実技の授業については、授業担当教員の指示に従ってください。
- （3）**教室の換気** 授業時間中は可能な限り、ドアや窓を開けて空気を入れ替えてください。また、授業終了後も次の授業に備えるため、引き続き教室のドア・窓は開けておいてください。
- （4）**教室の着座位置** 可能な限り横及び縦位置が連続しない場所に着座するなど、間隔をあけて座ってください。
- （5）**消毒** 建物入り口または各教室に設置しているアルコールで手指を消毒した後に入室してください。また、退室時には、教室に準備してある消毒液とペーパータオルを用いて、自分が使用した机・椅子及びその周辺の消毒をお願いします。

### 3. その他の学生生活について

- (1) **キャンパスへの入構** 対面授業への出席や学修のために必要な学内施設の利用及び諸手続き、課外活動等のためのキャンパスへの入構は許可します。ただし、これ以外の不要な通学やキャンパス入構は極力控えるようにしてください。
- (2) **学内施設の使用** 図書館、学習支援室・ILS・教職資料室、情報処理演習室（251 教室）等の利用は、着座位置が接近しないようにしてください。  
なお、図書館、情報処理演習室の利用は、それぞれの指示に従って利用してください。
- (3) **飲食場所の限定** 学内での飲食の場所を食堂のみ（文教ホールⅠ・文教ホールⅡ）に限定します。各教室やゼミ室等、飛沫防止パネルのない場所では、食事だけに限らず、お菓子やジュース等の飲食も禁止します。（ただし個人での水分補給は除く）
- (4) **クラブ・サークル活動について** 感染予防対策を徹底した上で、学内での活動を原則とし、次のとおり行うこととします。
  - ①活動3日前（土日祝日を除く）までに所定の届出（クラブ・サークル活動申請書、施設使用願）を学生サポート課へ提出し、許可を得ること。
  - ②活動時間は、昼食を挟まない2時間30分（準備・後片付け時間含む）以内とする。
  - ③学外及び県をまたいで活動や他校との交流活動、宿泊を伴う活動は原則禁止する。
  - ④対外試合等の大会については、事前に所定の届出及び大会要項、大会の感染予防策等を学生サポート課へ提出し、感染予防対策を徹底した上で参加すること。
  - ⑤必ず各クラブ・サークル顧問の同意を得た上で活動すること。
  - ⑥クラブハウスの利用は短時間での着替えのみとし、飲食は禁止とする。
- (5) **ボランティア活動について** 感染予防対策を徹底した上での活動をお願いします。  
ただし、居住地（現在滞在している市町）以外での活動は原則として禁止します。  
主催者や募集元の感染予防対策を事前に確認した上で、個人でも予防対策を徹底してください。なお、活動3 日前（土日祝を除く）までに所定の届出用紙を学生サポート課へ提出し、許可を得ること。
- (6) **イベントへの参加** コンサート、ライブ及びスポーツ観戦等、人が密集する可能性のあるイベント等への参加は、自粛してください。
- (7) **会食の自粛** 同居家族以外の人との会食は自粛してください。併せて、クラブ・サークル等における懇親会等の開催は引き続き禁止します。  
例：同居家族以外の人との会食や個人宅での会合、カラオケでの飲食等。また、**屋外での会食も同様にリスクがありますので、こちらも自粛をお願いします。**
- (8) **アルバイト** 自身の感染予防・感染拡大防止対策（マスク着用、手指の消毒など）を十分に行い、勤務先では極力「3つの密」を避け、社会的距離を取るなどの行動に努めてください。なお、新型コロナウイルスの感染拡大に乗じ、不安につけ込んだ“闇バイト”（違法労働・犯罪行為加担など）の実態も報道されています。経済的な事情などにより、新たなアルバイト先を探す場合は、業務内容や労働条件などを十分に確認してください。
- (9) **移動の自粛** 「まん延防止等重点措置」の対象となっている地域への不要不急の移動（旅行等）や、施設の利用は自粛してください。

(10) **寮生活** まん延防止等重点措置の延長に伴い、寮生活における指針適用も延長となります。

1月7日の通知「今後の寮生活および今後帰寮される際のお願いについて」をよく確認し、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底してください。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症について

(1) **抗原定性検査・PCR 検査について** 広島県では抗原定性検査と PCR 検査を実施しています。現在、変異株発生による知事要請における検査体制のため、ワクチン接種された方を含め、感染不安のある無症状の方であれば、県内外問わずどなたでも無料で受検できます。

※実施期間は 2022 年 3 月 31 日（木）までですが、ワクチン接種された方も含め、感染不安のある無症状の方は 2 月末頃までとなっております。この期間は延長される可能性もありますので、まずは以下ホームページをご確認ください。

※症状のある方は受けられません。医療機関を受診してください。

広島県のホームページを確認のうえ、活用してください。

・ <https://hiroshima-pcr.jp/kensa/>

(2) **相談窓口について（積極ガードダイヤル）** 広島県では24時間対応の相談窓口が設定されています。新型コロナウイルス感染症は、風邪やインフルエンザの症状とよく似ており、症状も様々であるため、判別は困難です。軽い風邪症状でも感染していた症例も見られます。周囲の方へ感染させないためには医療機関を早く受診することが重要です。風邪かな?と思っ  
たらまずは「かかりつけ医」か「積極ガードダイヤル」へ相談してください。

・ 積極ガードダイヤル <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/guard-dial/>

積極ガードダイヤル（受診・相談センター）一覧

- 広島市：082-241-4566（広島市各保健センター）
- 呉市：0823-22-5858（呉市保健所）
- 福山市：084-928-1350（福山市保健所）
- 広島市、呉市、福山市以外の市町：082-513-2567（県の保健所・支所）

(3) **新型コロナウイルスに罹患した場合の大学への報告** 万一、学生本人や同居しているご家族の方が罹患された場合や新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査(医療機関)をした場合、あるいは濃厚接触者に該当すると判断された場合、その他、緊急に相談したい場合、速やかに下記メールアドレスを使い大学に連絡してください。なお、「アルバイト先で感染者が出た」、「クラスターが発生した」といった場合にも、（濃厚接触者としての認定の如何にかかわらず）必ず下記に連絡するようにしてください。

・ 罹患連絡専用メールアドレス：renraku@h-bunkyo.ac.jp

5. この方針の適用期間 2月21日（月）から3月6日（日）まで